

# 第20回帯広市農業委員会議事録

平成30年1月30日、第20回帯広市農業委員会を帯広市役所10階第6会議室に招集した。

1. 開催時間 午後1時30分(開会)～午後2時40分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
第4号	農地等賃貸借の解約等の通知について
議案 第1号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第2号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第3号	農地の転用許可申請に対する決定について
第4号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第5号	農用地利用集積計画の案の決定について

3. 署名委員 21 番 石井 清人 委員  
22 番 岩城 利寛 委員

# 出欠調書

## <農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歡垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	欠席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	出席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 25 名  
欠席委員 1 名

## <事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	出席
農地係係長	今井 祐一	出席
農地係主査	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	出席
農地係係員	遠藤 優樹	欠席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第20回帯広市農業委員会を開会いたします。
	これより、議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は25名でございます。議席番号18番 高田委員につきましては欠席の申し出がございました。
	本日の議事につきましては、報告が4件、議案が5件でございます。
	(配布資料の説明)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、21番 石井委員、22番 岩城委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
事務局(逢坂課長)	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
	農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」です。
	まず、12月分の調査結果について、中村正信調査委員長より報告をお願いします。
中村正信調査委員長	12月26日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番59から63の5件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。次に、農地法第5条の規定による転用についてですが、附番6および10の2件について現地調査したところ、予定されていた工事が完了していることを確認いたしました。
	以上で、12月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、1月分の調査結果について、山崎調査委員長よりお願いいたします。
山崎調査委員長	1月11日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番64から65の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。次に、農地法第5条の規定による転用についてですが、附番3から5の3件について現地調査したところ、予定されていた工事が完了していることを確認いたしました。
	以上で、1月分の報告を終わります。

議	長	ありがとうございました。
( 委 員 )		以上、両調査委員長より報告がありました。ご質問等ございませんか。
議	長	(なし)
		特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。
		次に、報告第3号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について」、事務局より説明願います。
事務局(逢坂課長)		帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。 (報告第3号、附番14のあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる売買の成立1件について朗読・説明)
議	長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議	長	特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。
		次に、報告第4号「農地等賃貸借の解約等の通知について」、事務局より説明願います。
事務局(逢坂課長)		農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので報告します。 (報告第4号、附番32から36の農地等賃貸借の合意解約5件について朗読・説明)
議	長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議	長	特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。
		以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
		これより議案の審議に入ります。
		議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。
		議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(森田主査)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第1号、附番51から60の売買(あっせん)による所有権の移転1件、相対による賃借権の設定4件、売買(相対)による所有権の移転2件、経営委譲に伴う使用貸借権の設定2件、経営委譲に伴う贈与による所有権の移転1件について、調査書に基づき朗読・説明)
		以上附番51から60までの10件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議	長	それでは、議案第1号について、地区担当委員の意見を伺います。
		附番52から55の4件についてを一括して、高橋委員よりお願いいたします。
高 橋 委 員		附番52から55番について、一括して意見を申し上げます。借り主となる者はいずれも地域内の認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。受け人においては、規模拡大となりますが、農地を全面的に利用するための技術や知識も持ち合わせており、また、地域調和要件についても問題はないと思います。私からは以上です。

<p>議 長 河 瀬 委 員</p>	<p>ありがとうございました。続いて附番56について、河瀬委員よりお願いいたします。 附番56番について、意見を申し上げます。今回の売買の対象となる農地は、受け人の所有する農地に囲まれていることから、これらの農地を合わせて大規模かつ効率的に耕作できるようになるものであり、地域調和要件については問題無く、農地の集約化にかなうものでもあります。その他の要件についても問題はないと考えています。</p>
<p>議 長 濱 野 委 員</p>	<p>ありがとうございました。続いて附番60について、濱野委員よりお願いいたします。 附番60番について、意見を申し上げます。申請農地はこれまでも受け人により賃借され、耕作されておりました。これまでも、農地の利用は適正に行われており、今後も同じように利用されるとのことですので、周辺の農地の利用などに支障を及ぼすようなことなく、全面的な耕作もこれまでどおり行なわれるものと見込まれます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
<p>( 委 員 )</p>	<p>(なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(今井係長)</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。 (議案第2号、「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番15、16、18の農家住宅整備計画3件、「2. 農用地利用計画」附番13から18の農業用施設用地への用途変更3件、その他(後継者住宅)への用途変更3件、および「3. 農地転用計画」附番13から18の後継者住宅等各種建設のための農地転用6件について、調査書に基づき朗読・説明) まず附番13です。申請者は輓馬67頭及び羊59頭を飼育しており、平成29年に経営規模拡大のため、農地を取得して厩舎等の建設を行いました。しかし、現在の管理棟からは新設厩舎の状態を一望することができないことから、新たに管理棟の建設を計画したものです。さらに生体販売を行っている羊を利用した6次産業化による農家レストランの経営を管理棟施設内で行おうと計画したものです。農家レストランについては、農地法施行規則第33条第1項第1号に規定される都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設に該当するものです。周辺農地や周辺環境に影響がないと思われるので、転用はやむを得ないものと考えます。 次に附番14です。申請者は農地法が施行される前の昭和20年に農地を取得しております。現在は子会社に業務委託を行い、乳牛の飼料研究を行っておりますが、既設牛舎が老朽化し、年々維持費が増大していることから、今回、自動搾乳機等を導入した牛舎および堆肥舎等の建設を計画したものです。敷地内に余地はなく、周辺農地や周辺環境に影響が無いと思われるので、転用することはやむを得ないものと考えます。 次に附番15です。申請者は現在、親と同居をして畑作経営を行っておりますが、子供が増えたことで既設の住宅では手狭となっているため、後継者住宅の建設を計画したもの</p>

です。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響が無いと思われまので、農地を転用することはやむを得ないものと考えます。

次に附番16です。申請者は親と畑作経営を行っており、平成28年度に結婚し、帯広市内に居住して通作を行っている状態です。既設住宅には祖父母と両親が居住しており、同居するには手狭なため、後継者住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺の農地や周辺環境に影響が無いと思われるので、農地を転用することはやむを得ないものと考えます。

次に附番17です。申請者は畑作経営を行っており、経営規模拡大と経営安定化のため大型機械の導入を行って来ましたが、既設格納庫では収納できず、他の農家の格納庫に収納しているのが現状です。農機具を一か所に集約して農業の効率化を図るために、新たに農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺の農地や周辺環境に影響が無いと思われるので、農地を転用することはやむを得ないものと考えます。

次に附番18です。申請者は親と同居しながら畑作経営を行っています。子供が中学生になる時期を迎え、子供部屋が必要となりましたが、既存住宅が手狭であることから、新たに後継者住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺の農地や周辺環境に影響が無いと思われまので、農地を転用することはやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長

それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。

「2. 農用地利用計画」の附番13および「3. 農地転用計画」の附番13を一括して深田委員よりお願いいたします。

深田委員

それでは意見を申し上げます。附番13ですが、申請者は靫馬および羊の育成を行っており、昨年近隣の農地を購入し、厩舎等の建設を行ったものです。しかし、既存の管理棟からは新設厩舎を見通すことができないことから、管理棟の新設を計画したものです。さらに生体販売を行っている羊をメインとした農家レストランを6次産業化の認定を取得した上で、新設の管理棟施設内で営業を行おうとするものでございます。周辺農地や周辺環境に影響がないと思われまので、農地を農業用施設に転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。続いて、

「2. 農用地利用計画」の附番14および「3. 農地転用計画」の附番14を一括して河瀬委員よりお願いいたします。

河瀬委員

それでは意見を申し上げます。附番14ですが、申請者は子会社に業務委託を行い、乳牛用飼料の研究を行っているものです。しかし、既設牛舎が老朽化し、年々維持費が増大していることことから、自動搾乳機等を備えた牛舎及び堆肥舎等の建設を計画したものです。新設牛舎には搾乳牛のみを飼育し、既設牛舎を利用して乾乳牛及び育成牛等の飼育を行う予定と聞いており、既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境への影響も無いと思われるので、転用することはやむを得ないものと考えます。

議	長	<p>ありがとうございました。続いて、</p> <p>「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」の附番15・16、「2. 農用地利用計画」の附番15・16および「3. 農地転用計画」の附番15・16を一括して高橋委員よりお願いいたします。</p>	
高	橋	委員	<p>それでは意見を申し上げます。まず附番15ですが、申請者は現在、親と同居をして畑作経営を行っておりますが、子供が増え、既設住宅では手狭となっていることから、後継者住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響が無いと思われるので、農地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>次に附番16ですが、申請者は親と畑作経営を行っております。平成28年度に結婚しましたが、帯広市内に居住して農場まで通っているような状況です。既設住宅には祖父母と両親が居住しておりますが、同居するには手狭なため、後継者住宅の建設を計画したものです。敷地内には余地が無く、周辺の農地や周辺環境に影響が無いと思われるので農地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。続いて、</p> <p>「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」の附番18、「2. 農用地利用計画」の附番17・18および「3. 農地転用計画」の附番17・18を一括して宮浦委員よりお願いいたします。</p>	
宮	浦	委員	<p>それでは意見を申し上げます。附番17ですが、申請者は畑作経営を行っており、経営規模の拡大と安定化のために大型機械の導入を行って来ましたが、既存の格納庫では収納できずに他の農家の格納庫に収納しているのが現状です。農機具を一か所に集約して農業の効率化を図るために、農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺の農地や周辺環境に影響が無いと思われるので、農地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>続いて附番18ですが、申請者は親と同居しながら畑作経営を行っております。子供が中学生になる時期を迎え、子供部屋が必要となりましたが、既存住宅では手狭であることから、新たに後継者住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺の農地や周辺環境に影響が無いと思われるので、農地を転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>	
(	委	員)	(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に議案第3号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>	

事務局(今井係長)

農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第3号、附番6から8の農業用施設等建設のための農地転用3件について調査書に基づき朗読・説明)

附番6、7、8につきましては、議案第2号附番13、14、17でご説明した内容のとおりですので、詳細は省略させていただきます。なお、転用許可基準につきましては、農地法第4条各号の許可要件に合致していることを確認しております。

議長

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番6について、深田委員よりお願いいたします。

深田委員

議案第2号で説明したとおり、管理棟兼農家レストランとして農地を転用することについては、やむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。続いて、

附番7について、河瀬委員よりお願いいたします。

河瀬委員

議案第2号で説明したとおり、乳牛飼料研究用の牛舎等建設用地として農地を転用することについては、やむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。続いて、

附番8について、宮浦委員よりお願いいたします。

宮浦委員

議案第2号で説明したとおり、農業経営の効率化を図るための農機具格納庫について、農地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

なお、転用面積が30a超の案件については、許可相当とし、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。

次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井係長)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番12から14の後継者住宅建設のための農地転用に係る使用貸借権の設定または所有権の移転3件について、調査書に基づき朗読・説明)

附番12、13、14につきましては、議案第2号附番15、16、18でご説明した内容のとおりですので、詳細は省略させていただきます。なお、転用許可基準につきましては農地法第5条各号の許可要件に合致していることを確認しております。

議長

それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番12・13について、高橋委員よりお願いいたします。

高橋委員

先ほど議案第2号で説明したとおり、後継者の住宅用地として農地を転用することについては、やむを得ないものと考えます。私からは以上です。

議長

ありがとうございました。続いて、附番14について、宮浦委員よりお願いいたします。



官 浦 委 員	議案第2号で説明したとおり、農業経営を行うため後継者の住宅用地として農地を転用することについては、やむを得ないものと考えます。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(今井係長)	農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。  (議案第5号、一般分 附番54から62までの賃借権の設定9件について調査書に基づき朗読・説明。)
事務局(木原専門員)	以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長	(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転、附番27から29の買入3件、および利用権の移転、附番2の経営移譲に伴う権利移転1件について、調査書に基づき朗読・説明。)
議 長	以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長	これより議案の審議を行います。本案件中、一般分 附番57については、私自身が議事参与の制限に該当いたしますことから、議長を中村会長職務代理者に交代させていただきます。よろしく願いいたします。
議長(中村代理)	<b>【中谷会長退席、議長席に中村会長職務代理者着席】</b> それでは暫時、議長を交代いたします。 一般分 附番57についての審議を行います。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議長(中村代理)	ご異議が無いようですので、原案のとおり決定いたしました。 ここで議長を交代いたします。
議 長	<b>【中村会長職務代理者自席へ移動、議長席に中谷会長着席】</b> 引き続き、議案第5号、一般分の附番57を除く8件ならびに公社分4件について審議を行います。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)

議	長	ご異議が無いようですので、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		続いて「その他」に入ります。 「農地等賃借料情報の公表について」、事務局より説明願います。 （「賃借料データの公表について」の説明）
事務局（森田主任）		
議	長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
（ 委 員 ）		（なし）
議	長	ご質問等が無いようですので、これで終わります。 ほかに、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
（ 委 員 ）		（なし）
議	長	（特に無いようですので、）以上で「その他」を終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。 （事務局から連絡事項の説明）
事務局（森主任）		
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
（ 委 員 ）		（なし）
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。